

許可番号第10024号

令和6年4月1日

住所 静岡市清水区山原831番地の7

氏名 株式会社エー・シー・ピー商事  
代表取締役 小笠原 英訓



一般廃棄物収集運搬業許可証

上記の者は、次の一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 難波 喬



1 事業の範囲

(1) 業務の内容

一般廃棄物の収集運搬（積替え及び保管行為は除く。） 以上

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物、多量一般家庭ごみ及び特定家庭用機器再商品化法対象物 以上

2 業務の区域

市内全域（編入前の蒲原町及び由比町の区域を除く。） 以上

3 許可の期限

令和8年3月31日

4 許可の条件

裏面記載の事項の遵守

5 変更等の状況

## 許可の条件

- 1 一般廃棄物の収集・運搬にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例及び静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を厳守すること。
- 2 一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭が漏れるおそれのない収集運搬車両・運搬容器とすること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬を適確に遂行するに足る能力であること。
- 4 処理業の許可を受けた者が許可の申請書に記載した事項を変更した時は、その理由を付して市長に届け出ること（変更から10日以内）。ただし、事業の範囲に変更を生ずるときは、変更の許可の申請をしなければならない。
- 5 処理業の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5の規定による帳簿の記載並びにその保存をしなければならない。
- 6 処理業の許可を受けた者は、毎月10日までに前月中における業務状況の報告書（様式第13号）を市長に提出すること。
- 7 排出事業所は、静岡市内（編入前の蒲原町及び由比町の区域を除く。）に所在すること。  
したがって、他市区町村域の一般廃棄物の収集及び処分の委託を受け、静岡市の施設に搬入してはならない。
- 8 処理業者は、みだりに廃棄物を市の処理区域及び下水道・河川・湖沼・その他公共の水域に投棄してはならない。
- 9 一般廃棄物の収集運搬には、許可申請書に記載された収集運搬車両（別表）を使用し、収集運搬車両の車体には、事業所名を明記のうえ、静岡市一般廃棄物収集運搬車許可番号第〇〇〇〇〇号と表示すること。
- 10 市施設への搬入条件
  - (1) 搬入できる施設は、市の指定する清掃工場に限る。
  - (2) 搬入できる廃棄物は、市の許可したものに限る。
    - ア 公害発生源あるいは施設に悪影響をおよぼす廃棄物の搬入は認めない。
    - イ 産業廃棄物の搬入は認めない。
    - ウ 市外で排出された廃棄物の搬入は認めない。
  - (3) 搬入される廃棄物の大きさは、50cm四方以内とすること。
  - (4) 搬入時は、市職員の指示に従い、ごみピット投入口は指定された投入口に限る。
  - (5) 廃棄物処理手数料は、原則として1車ごと現金で納入すること。
  - (6) 搬入時間は、次の時間内に限る。
    - ア 平日、午前8時30分から正午まで
    - イ 平日、午後1時から午後4時まで
    - ウ 土曜日、午前8時30分から正午まで
    - エ 日曜祝日は、市直営車が搬入する日に限り許可をする。
  - (7) 施設の補修又は休炉時等の場合は、別途、市の指示に従うこと。

### 別表

車両番号	種別	車体形状	最大積載量	車両番号	種別	車体形状	最大積載量
静岡 800 は 544	普通	塵芥車	6300kg	静岡 800 は 648	普通	塵芥車	6500kg
静岡 400 め 5191	小型	キャブ オーバ	2000kg	静岡 100 せ 2970	普通	脱着装置付 コンテナ専用車	3950kg
静岡 480 せ 5533	軽自動車	キャブ オーバ	350kg	静岡 100 せ 7240	普通	キャブ オーバ	2000kg

※ この許可の条件に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は、期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。